

令和 9 年度 櫛形ゴルフ倶楽部

年度会員 募集要項

気持ちのいいゴルフをしよう。



櫛形ゴルフ倶楽部
KUSHIGATA GOLF CLUB

◆令和 9 年度「櫛形ゴルフ倶楽部年度会員」募集要項◆

1. 募集期間

令和 8 年 10 月 1 日～令和 9 年 5 月 31 日

2. 募集種別

全日年度会員

3. 募集人数

1,000 名

4. 年度会員期間

令和 9 年 1 月 1 日～令和 9 年 12 月 31 日

5. 年会費

16,000円（消費税込 17,600 円）

6. 入会資格

櫛形ゴルフ倶楽部年度会員の規約を遵守できる方

7. 入会特典

① 年度会員料金の設定

平 日：6,000 円（お食事 1,000 円分付）（総額 7,720 円）

土日祝：8,300 円（総額 10,250 円）

※総額表示は、消費税・施設協力金 550 円・ゴルフ場利用税・ゴルフ振興金を含みます
オープン特別料金、冬季料金は別途設定しております

② 入会者には当該年度使用できる各種優待券進呈（2 月中旬郵送）

◇ フレンドリーチケット・・・・・・・・ 1 枚

◇ ゲスト特別優待券・・・・・・・・ 3 枚

◇ レストランチケット（1,000 円分）・・ 3 枚

③ JGA ハンディキャップ取得

④ 別途定める競技会、月例杯・平日月例杯・開場記念杯に参加できる

⑤ 場内練習場プリペイドカード割引販売

5,000 円分（10 回券）⇒ 3,000 円 にて販売します

⑥ 入会日から年度会員料金でご利用できます

★早期入会特典

令和 8 年 11 月末日迄にご入会いただきますと

「**橿形ゴルフ倶楽部**」で令和 9 年 5 月末まで利用できる

【プレー割引券 3,000 円分】を入会日に進呈！

★さらに、継続特典進呈

会員ご本人様はメンバー料金、同伴ゲスト様は年度会員料金で

ご利用いただける、**【フレンドリーチケット】**をさらに1枚進呈

8. お申込み方法

○新規お申込の方

所定の入会申込書に必要事項をご記入の上、ご本人確認の為身分証明書（運転免許証・マイナンバーカード(表面のみ)等)の写しを添付し、ゴルフ場へご提出ください。

○ご継続の方

年会費のご入金またはお振込みが確認でき次第、ご継続となります。

※ご継続の方で、住所・電話番号等に変更がある場合は倶楽部までご連絡下さい。

□年会費は指定口座へのお振込みをお願い致します。

第四北越銀行 中条中央支店 普通預金 1496421

(口座名義) 株式会社ゼルコバ

お振込み金額税込 17,600 円 (振込手数料はご負担願います。)
又はゴルフ場でも受付けております。

※振込用紙のご用意はございませんのでご了承下さい。

9. その他

グループコースのご案内

長岡市の「**グリーンヒル長岡ゴルフ倶楽部**」がグループコースです。

追加年会費 6,000 円 (消費税込 6,600 円) で両コース共通の年度会員となります。

橿形ゴルフ倶楽部 〒959-2634 胎内市小牧台 900

TEL 0254-43-7200 FAX 0254-43-7204

令和 9 年度 櫛形ゴルフ倶楽部年度会員 規約

第1章 本会名称は「櫛形ゴルフ倶楽部年度会員」と称する。

第2章 本会の事務局は、櫛形ゴルフ倶楽部に置く。

第3章 本会の運営は、櫛形ゴルフ倶楽部で行う。

第4章 本会はゴルフを通じて、エチケット・マナーの向上に努めるとともに、会員同士の親睦を深め、楽しくプレーできるよう、会の運営を図ることを目的とする。

第5章

1. 年度会員は、全日会員とする。
2. 年度会員とは、事務局の入会承認があり、且つ入会金の振込を完了したものである。
3. 入会金は、いかなる理由があっても返金しない。
4. 年度会員は、ゴルフ場が定める年度会員料金でプレーすることができる。
5. 年度会員は、受付の際必ず「会員カード」をフロントに提示することを要する。
6. 年度会員資格の有効期限は、令和 9 年1月1日より令和 9 年 12 月 31 日までとする。
7. 年度会員が次の各項に該当する場合、事務局は年度会員の資格の一時停止、除名等の処置をとることが出来る。
 - ①櫛形ゴルフ倶楽部の名誉を棄損または、秩序を乱した場合
 - ②反社会的勢力、暴力団もしくはその関係者と認められた場合
 - ③会員カードを本人以外のものが使用した場合
 - ④ゴルフ場の利用約款に違反した場合
 - ⑤その他事務局において、処分が適当と判断する行為があった場合
8. 年度会員は、次の場合その資格を失う。
 - ①資格の有効期間が満了した場合
 - ②退会・除名・死亡した場合
9. 年度会員の資格は他に譲渡することはできない。

第6章 その他必要な規約は事務局において別途定める。